

靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第7号 2010.11.24

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

靖国神社無断合祀は^{ウルトラ・ナショナリズム}国家至上主義というエゴイズムの典型、

雲行きが怪しくなればなるほど、これに対する見識が必要ではないのでしょうか？

西山俊彦神父

世は怪しげな雲行きとなって来ました。尖閣問題は降って湧いたかのようにですが、わが国であれ、外国であれ、^{ウルトラ・ナショナリズム}国家至上主義という集团的エゴイズムは無自覚化されているだけ、国土、国民の尊厳が問われる事態とみなされれば、たちまち燃え上がって戦争のきっかけともなりかねません。特に不況とか不満の吐け口としては、為政者がもっとも乗りたがる尻馬ですが、最も怖ろしいのが集团的エゴイズム、なぜなら、「友のために自分の命を捨てること、これ以上に大きな愛はない」(ヨハネ 15 : 13) として、他者と自己の区別なく、犠牲と虐殺の分別さえとりさって、すべてを美化し聖化してしまうからです。そして国家至上主義の宗教的下請け装置が、靖国神社無断合祀というものです。世界政府が夢のまた夢である現代において、最も強大な組織単位は主権国家、武力戦力の強大さが正当性の根拠ですから、領土、主権は、勢力範囲の代名詞に過ぎず、国家は国民の生命を要求して憚りません。最強の力が絶対基準であれば、それは不動の聖なる基準と置き換えられて、そのために命を捧げ(奪われ)た者が英霊となり祭神となるのは、当然です。靖国神社湯澤貞元宮司は、あからさまに、公言しました。

「靖国神社(遊就館)には、表裏一体の二つの大きな使命、眼目がございます。一つには『英霊顕彰』、二つには『近代史の真実を明らかにする』というものであります。」⁽¹⁾ 明治近代国家成立以来展開された戦争は侵略戦争などではなく、おしなべて自存自衛の正戦、聖戦であること、またそのために一命を失った犠牲者は「護国の英^{すぐれたみたま}霊」であり至高の「神」であって、「祭神としてお祀りし、顕彰する」ことは国家にとっての最大の使命であるというわけです。

国家主権が最強、最終の政治単位である限り、そして世にエゴイズムがなくならない限り、諍い紛争はいつでも発火し、激流怒濤となって猛り狂います。宗教の装いの下に、それらを、あるいは喚起し、あるいは美化聖化する国家装置ほど便利なものはありません。このような絶大な役割に疑念を挟むことさえ稀なのは、それがあまりにも当然視され、ナショ

ナリズムが不感症となっているためです。靖国合祀が、平穩幽玄な装のもとに‘絶大な機能を発揮している’とはこのことを指しています。神社も国家も阿吽の呼吸、司法判断さえ、キリスト者さえこの静穩に取込まれ、平時は一抹の疑念をさえ抱くことなく、戦後の半世紀以上を過ごしてきたことが、その証明です。

この静寂を打ち破ったのは2005年1月18日、私が父の無断合祀を知った時でした。2006年8月11日、合祀を知って一年半、亡父西山忠一無断合祀取消を求めての大阪地裁への本邦初の提訴、平和裡の取消が不可能となった挙句のことでした。亡父は、そして全ての戦没者は、死後も国家権力（暴力）の虜囚となってきたのです。昨2009年2月に完全敗訴し、直ちに控訴、来る12月21日に大阪高裁での判決を迎えます。先日10月26日には、沖縄「ガッティンナラン」訴訟が敗訴したことの他に、不況に加え国際関係の雲行きが怪しくなると、寝ていたナショナリズムが活性化し、世情の右傾化が本件判決にも‘政治介入’の役割を果たすのではと懸念されます。実際、‘司法’も一層同調しかねないのは、検察庁那覇支部の‘処分保留’の決定に現れているように思えるからです。もともと通底しているナショナリズム、宗教、軍事、領土、などは一気に活性化されかねませんし、中国が目覚ましく経済発展し超大国化してきた原動力は、共産主義の装いをまとった民族主義であったとは、つとに言われていること、軍事的にも同様であることは、南沙諸島等への進出に事実となっており、内外共々、こんな発言まで飛び出している事態です。

5年前に人民解放軍朱成虎将軍は、「米国が台湾問題に軍事介入した場合、中国は核兵器の使用を躊躇はない」⁽²⁾と豪語し、西部邁は「(わが国には)核兵器以外に独立の方途なし」⁽³⁾とまくし立てます。政治家、学者らの面々も、憲法原則さえ無視して憚りません。たとえば1985年8月15日に靖国神社公式参拝を行った中曽根康弘元首相は、その直前の第5回自民党軽井沢セミナー(1985.7.27)で

「米国にはアーリントンがあり、ソ連にも、あるいは外国に行っても無名戦士の墓があるなど、国のために倒れた人に対して国民が感謝をささげる場所がある。これは当然なことであり、さもなくして、だれが国に命をささげるか。」

と公言しました。赤裸々なことでは中西輝政も劣りません。

「靖国神社を国のために命を捧げた人々のための、つまり戦没者慰霊の中心的施設として今後も永く護り抜くことは、国家安全保障政策上の第一級の重要課題である。」⁽⁴⁾と。“愛国心”を駆り立てるこれら内外の見解は、「大日本帝国憲法」下そのもの、「平和憲法」とその原理に悖る暴論が闊歩するこの事態は、「もはや戦後ではない」と言うしかありません。「二歳の坊やが戦闘参加者？」との抗議を無視した那覇地裁判決(10月26日)は、国是と人権を保証しない司法の本姿を露わにし、最早末世的情况と断じなければなりません。武器によらなくても、法理法衣の装いの下に憲法違反お構いなしで支配の正当化を専らとすれば、これに勝る深刻なものはありません。

世情が厳しくなってきました。バランスを失った愛国心が、何時、噴出しなくても限りませんし、それを利用したい勢力が蠢いていることも否定できません。そんな中で迎える控訴審判決が、政治判断抜きでなど望むべくもないことです。昨年2月の本件地裁判決、先月26日の那覇地裁判決に明らかなように、これまでの司法判断は体制護持を専らとした国家機関のもので、一貫して人権擁護の最後の砦となることとは裏腹のものだったことをみれば、進んで人権促進の判断を示す見込みは薄く、来る12月21日の控訴審判決にどれだけ期待してよいかは、自ずから明らかかも知れません。

靖国神社は国家至上主義の宗教的下請け装置、戦後65年になる今日まで、日本国憲法第9条と第20条を否定する役割を、国家と共謀して、担ってきた靖国神社無断合祀は福音とは正反対の国家とその組織を挙げての長年の暴挙、しかも、その根っこがエゴと暴力であって、愛と平和に反するものであれば、許されるものではないはずです。この残虐非道に教団として異議を唱えた宗教は寡聞にして知りませんし、とくにカトリック教会は、「殉国こそ殉教」と嘆息して、「神社参拝を奨励して」大政翼賛への先陣となった戦前の愚挙を改めようとしないう、大きな、大きな「歴史の疼き」(1932.9.22～1936.5.26)を担っており、その責任を果たすことなくして、良心と信仰など口先だけ、悲しくもなりかねませんが、希望なきところに希望して励むのが神と人の道、これこそ私たちの良心と信仰の真贋が問われる試金石だと思われませんが、決して安易な道でないことも事実、祈りと善意に支えられつつ、ともどもに、唯一つの招きに応じて行きたく願っております。

【注】

- (1) 靖国神社編『遊就館図録』2003年2頁。
- (2) 辻康吾『世界』12月号112頁。
- (3) 『正論』12月号33頁以下。
- (4) 「靖国神社と日本人の精神」『正論』八月臨時増刊三七四号、2003年8月、32-43頁。

【控訴審判決】 2010年12月21日(火) 午後3時～

大阪高裁 202号法廷 傍聴抽選券配布 午後2時～

わが国には「裁判を受ける権利」が保障されているのでしょうか？

—12月21日に予定されている「靖国神社無断合祀取消訴訟」の 公正な判決を求めて—

二ヵ月前のニュース・レターでは、「控訴審は、一非力を痛感しつつ、一方的に結審」したことを報告しました。高裁当局のこの姿勢は、2009年3月6日の控訴以来、変わらぬもので、8月24日の最終弁論で訴えたのは、「無断合祀は違法に非ず」との大阪地裁判決を糾すためには、

1. ‘違憲’判示の‘判例’誤用
2. 判例の捏造
3. 事実確認抜きでの、臆断的、独断的裁定

の3大誤判を撤回することは不可欠なことであって、控訴審判決では原審判決を取消し、特定個人である亡父西山忠一とその遺族の憲法に規定されている「信教の自由権」を含む固有で排他的な「宗教的人格権」の侵害を認め、「亡父の氏名を霊簿簿他から抹消せよ」と請求しました。

そのための控訴であり最終弁論であったわけですが、内容の深刻さとともに、法規法論にしたがった判決を示すかどうかも大切です。十羽一絡げで一網打尽のお達しではたまったものではないからです。今11月8日に

「本控訴事件に対応する固有の判決を求める控訴人要望書」（判決は本控訴事件について以外にはありえない故、それを請求する申立て）

を提出した理由です。

申立てを簡単にいえば、地裁段階での裁判は菅原龍憲他8名の原告での1件でしたが、高裁段階では、西山俊彦が単独控訴を強いられ、菅原ら8名が控訴人のAグループと、弁護士他から見放された西山単独控訴のBグループに分かれましたが、裁判所の取扱い上、併合審査となりました。しかし、弁護士は元より準備書面を初め、被侵害利益から論拠、論証も全く無関係な別事件を、同一判決文でもって、一網打尽に裁定するとしたら、それぞれの事件を対象とした判決とはならず、憲法第32条にある「裁判を受ける権利」等が否定されることになるから、「本控訴事件に対応する固有の判決を求める」との当然の要望書を提出した訳です。その理由は次の2つです。

I. 第一の理由 —併合審査を承諾するに至った過程他により—

1. 単独本人控訴事件であること

大阪高等裁判所への控訴は2009年3月6日のこと、単独控訴を強いられた結果で、その際の受付番号は「ワネ266、控訴・雑109」でした。これに対する2009年4月27日付け「期日呼出状」には控訴人として西山俊彦一名だけが記され、宛名は西山俊彦殿となっていました。とはいえ、併合審査のような思わぬ事態となつてはならないとの懸念もあつて、同4月28日付けの

「両控訴理由を吟味されて上でご決定願いたいことについての要望」
および、これへの回答が示されないことについて、同7月6日付けの

「貴第11民事部宛要望書へのご回答の願い」
なるものを、大阪高等裁判所第11民事部に提出しました。

2009年7月10日、第一回口頭弁論開廷早々、塩月秀平裁判長が、併合審査を受託するか否かの回答を求められ、単独控訴人西山俊彦は、「別件菅原龍憲らの控訴事件（Aグループ）との公平性と平等性が保証されるのであれば、受諾する」旨を表明しました。しかし、この控訴人要請は、Aグループ弁護士弁論、控訴人陳述等によって見事に裏切られたことは、同7月13日付け、塩月秀平裁判長、菊池徹裁判官、鈴木陽一郎裁判官宛書面

「控訴審開始に当たつてのお願い（上申書）」
に記しました。これらの経緯については、「ご担当裁判官が、毎回というほど、交代されたために、承知しておられないとしても致し方のないところではあるが、第一回口頭弁論以来終始ご担当であられる菊池徹裁判官には、文字通り、ご承知頂いていることなので、本件事件記録にご確認願えれば幸せです」と書き添えました。

2. 本控訴人への被控訴人らの対応の不誠実さ（記載略）

3. 裁判所当局の請求無視の数々（記載略）

II. 第二の理由 —併合判決では公正も公平も、

裁判規範そのものが無視されることにより—

第一の理由は、どちらかといえば、一定訴訟指揮下の手続き的な問題点ですが、本控訴事件が固有の判決を必要としている第二の理由は一層深刻かつ重大で、控訴の趣旨、理由、論拠、論旨等々、控訴の根幹を異にしている別件控訴事件と判決および判決文を同じくするようなことにでもなれば、論旨が同一となる可能性はなく、法理法論無視の暴論が罷り通ること必然です。順次寸摘することにします。

1. 法理、法規に基づく理由

民事訴訟法第二四七条には

「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」

と規定しています。言うまでもなく、「口頭弁論」「全趣旨」「証拠調べ」と「その結果」、それらについての「心証形成」と「主張」「事実」「判断」「真実」他、の全判定事項は、例外なく、控訴人本人が法廷に提出した当該事件の当該諸事項それ以外ではありえません。

「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。」(第二四六条)

と規定しているのもこのためです。とすれば、控訴人が別人であり、控訴の趣旨、理由はもとより、被侵害利益、法理法論の適用解釈、論拠、論旨、の異なっている別件控訴事件を、たまたま、被控訴人が同じであるとの理由でもって、同一の法廷で、同一の判決と判決文をもって行おうとすることは、法理にも道理にも悖る暴挙であって司法行為の自殺行為であるに等しく、少なく見積もっても、法制度の根幹を危殆に貶める事態と断じなければなりません。単純明快な法原則の確保を要請する理由ですが、念のため、「判決書」が対応すべき事項は、

「① 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文 二 事実 三 理由 五 当事者及び法廷代理人

② 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を適示しなければならない。」(第二五三条)

と定められており、判決書に記載するのは、当該事件の当該諸事項であって、いやしくも、別件別当事者の別諸事項との混同誤解を許すものであってはならないのは、常識以前のこととは繰返すまでもありません。

2. 控訴の趣旨と理由の再確認

先ず、‘反面教師的’事例として、先日、2010年10月26日、「二歳の坊やが戦闘参加者？」との断幕の傍らで那覇地裁が示した「合祀取消及び損害賠償請求事件」(平成20年(ワ)第395号事件)判決(沖縄判決と略称)が失当であることを、例示しました。2009年2月26日に示された本件地裁判決と論拠、論旨が、ほとんど同一で、本控訴事件判決において裁定される論点を回避し、論旨を逸脱する判示を展開している誤判の典型であるからです。(記載省略)

次に、本控訴人の控訴の理由とする被侵害利益が、「宗教的人格権」であって、一審地裁での「敬愛追慕の情を基軸とする人格権」とは比較にならない、統合、包括的で究極、核心的権利であることを指摘しました。そして、たとえ、「宗教的人格権」の一要素として「信教の

自由」の一般権利を適用した場合であっても、請求の趣旨が信教を異にする特定個人である亡父西山忠一の無断合祀の取消であることです。「人格権」であれ「基本的人権」であれ、それらが「固有性」と「排他性」を不可欠とする自己同一性^{アイデンティティ}をもっての他は成立しない原則からも、民法および憲法が「人格権」と「基本的人権」を普遍的原理としているのであれば、権利の主体である各人の自己同一性を無視し、優先順位を比較考量しない無条件的、絶対的「自由権」の濫用強制は、いかなる法規範をも社会秩序をも、根底から、崩壊させていると明言しました。

本件地裁判決と沖縄判決とは同趣旨のもので、これらは 1988 年最高裁判所大法廷判決をなぞったに過ぎません。同最大判の特徴は、「信教の自由」の一般原理を抽象レベルに大原則化して基準である主体と客体を無視忘却し、しかも、国家神道である被告靖国神社側だけに適用公認したもので、論理と法理を欠如している最大判が‘判例’に値するものではないことを改めて指摘しました。その上、本控訴審での被侵害利益「宗教的人格権」に基づく取消請求は、「信教の自由」の一般原理の確認についてではなく、無断合祀によって侵害し続けられている特定個人亡父西山忠一とその次男西山俊彦の「宗教的人格権」の回復であって、事案は全く異なっています。にもかかわらず、本件地裁判決は、権利主体に関するこの決定的相違を無視して、一般原理の一方的、絶対的適用を被告靖国神社側にだけ容認して、一刀両断、支離滅裂な判決を示しました。今度の控訴審判決で、原審での失態を再現させてはならず、原審同様「敬愛追慕の情を基軸とする人格権」を根拠としている（らしい）控訴人菅原らの A グループとは、被侵害権利利益が明確に異なっているのですから、B グループとして全く別途の判決を必要不可欠としているのは明らかです。法理と道理に基づく至当な判決への至当な対応を求めました。

3. 克服不可欠な三つのハードル —ニュース・レターNo.6 から—

12 月 21 日に予定されている判決が、正義と法理に基づいたものとなるためには、少なくとも、本件地裁判決が犯した以下の 3 つの致命的錯誤誤判に明快な解決を与えることなくしてはあり得ないとして、原審判決が致命的誤判である理由を、冒頭に記した「支える会」発行『ニュース・レター』第 6 号に書きました。（本項以下割愛）

判決は今年 12 月 21 日午後 3 時と決まりました。裁判所が「事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する」（民事訴訟法第 247 条）ところであり、控訴人敗訴の判決を下すには、原審判決と高裁審査で無視され続けた上記 1. ‘違憲’判示の‘判例’誤用、2. 判例の捏造、3. 事実確認抜きでの、臆断的、独断的裁定等の克服は絶対不可欠のハードルであって、公称正義の砦の前坂光雄裁判長らのお手並み^{みもの}は希代の見物です。

懸念される最近の動向と大きな期待

検察は行政官であるのかも知れませんが、最近の司法（・行政）を取巻く情勢は法治国家の原理原則を根底から覆すものです。政治的介入があってはならないとすることの謂は、大津事件（1891）を最後としなければならないとの意味、言うまでもなく、被告靖国神社無断合祀と同国の共同行為と、これに関する司法判断は、この原則に根深く関与しており、特に最近の微妙な情勢にあっては、本控訴審でこれを絶対再現させてはならないことを命じています。

先に記した通り、国家神道を超宗教とも国教ともしかねない「大日本帝国憲法」下にあっても問題であった見解が闊歩します。現行「日本国憲法」とその原理に照らして条理でも常識でもない暴論が罷り通っていることは、「もはや戦後ではない」と言うしかなく、これが国是と人権を保証するはずの司法界の大勢を占めているとすれば、最早末世的情况と断じなければなりません。もしも、武器によらず、法理法衣を纏った黒子による憲法違反に他ならない支配体制の正当化が罷り通るとすれば、それが正義と正当性の装いをしているところから、これに勝る深刻なものはありません。

要望書の末尾に、日本国憲法を、2カ条に限り記しました。

「(裁判を受ける権利) 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」(第 32 条)

「(裁判官の独立) すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(第 76 条③)

と。そして控訴人西山俊彦が求める要望が、

「本控訴事件の判決は本控訴事件について以外にはありえない故、I.及びII.に記した理由により、本控訴事件に対応する固有の判決を、切に、要望すること、ならびに、本要望に対するご回答は、判決予定日一ヵ月前を目途にお寄せくださるようお願い上げること」と要約して締めくくりました。

「本要望に対するご回答は、判決予定日一ヵ月前を目途にお寄せくださるよう」との要望に返答はあるのでしょうか。現時点で残された手段は「裁判官忌避申立」だけであって、筋を通すとすれば、提出せずに済まされないとしても、効果のほどは‘見え透いた’ものかも知れません。

裁判所当局からの音無しの構えでもって 12月21日に（一括）判決が示されるのであれば、どうなるのでしょうか。憲法法律違反の廉で高裁には「即時抗告」、最高裁へは「即時特別抗告」となり、それに続いて、最高裁での「上告審」となることは‘見え透いた’こと、司法当局の飽くまで無謀な独断専行を恣にしておくことが許されないとすれば、過酷な闘いが続きます。体力、知力が持つかどうか、厚意ある皆さまのお祈りとご支援を切にお願いいたします。

【控訴審 主な提出書面】

準備書面

- ◇第1準備書面 (2009.6.30)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (1)
被侵害利益「宗教的人格権」について—自衛官合祀訴訟との関連で—』
- ◇第2準備書面 (2009.9.28)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (2)
被侵害利益「宗教的人格権」について—津地鎮祭訴訟との関連で—』
- ◇第3準備書面 (2009.10.19)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (3)
被侵害利益「宗教的人格権」等についての確認と、求釈明事項の再請求』
- ◇第4準備書面 (2010.1.22)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (4)
被侵害利益「宗教的人格権」等について、各当事者主張の確認請求』
- ◇第5準備書面 (2010.1.22)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (5) —両被控訴人間での個人情報授受は「一般行政サービスの範囲内である」との主張についての、事実確認の請求—』
- ◇第6準備書面 (2010.2.1)
『控訴の趣旨の妥当性とその根拠 (6)
被侵害利益「宗教的人格権」等について、各当事者主張の証明不履行について』
- ◇第7準備書面 (2010.3.26)
『1988年最大判によって解決済であるとし、両被控訴人間での合祀情報の授受は合法であるとする被控訴人らの主張は事実と反しているゆえ、その確認を要するものであり、また、控訴の趣旨が亡父西山忠一の霊壙簿からの氏名の抹消であることについての再提示、他』
- ◇第8準備書面 (2010.4.15)
『法(判)例、事例についての事実確認は本件控訴の根幹に関わるところからその実施は不可欠であり、これへの意思表示の不在と反対表明は訴権の侵害になりかねないこと』
- ◇第9準備書面 (2010.7.9)
『合祀情報授受関係者の特定並びに代理人の身分確認の求釈明他』
- ◇第10準備書面 (2010.7.15)
『控訴人からの請求への被控訴人ら(と、裁判所当局)からの応答不在の理由説明請求と諾否の確認等』
- ◇第11準備書面 (2010.8.6)
『控訴人からの現場検証等への第二回申請(上申)の再提起と迅速な設定のお願い』
- ◇第12準備書面 (2010.8.23)
『基本姿勢の明確化と現場検証の早期実施他への再々々度の要請等について』

陳述書

- ◇第1陳述書 (2009.7.10)
『原審判決を取り消し、原告請求の趣旨とおりの判決を求める理由について』
- ◇第2陳述書 (2009.10.28)
『原審判決を取り消し、原告請求の趣旨とおりの判決を求める理由について』
- ◇第3陳述書 (2010.4.27)
『現況についての論点整理と審議予定の全容合意についての第4回陳述』
- ◇第4陳述書 (2010.8.23)
『基本姿勢の明確化と現場検証の早期実施他への再々々度の要請等についての第5回陳述』

<靖国神社訪問記>

李 容玲

最近、所用で東京へ行く機会があったので、時間を作って靖国神社と神社に隣接する「遊就館」を見てきました。その時の印象を綴ってみたいと思います。

靖国神社は、その建物自体はテレビなどで何度か見ていたのですが、実際に訪れたのは初めてでした。そこでまず目に入ったのは、神社の前に並んでいた旭日旗（朝日をかたどった旗で、もと日本の軍旗・軍艦旗）に色塗られた何台かの街宣車で、それを見ただけでも一般に‘神社’といわれる宗教施設とは別物だと予感しました。そしてそのまま最初の大きな鳥居（靖国神社の参道には3つの鳥居があります）をくぐって進むと、日本の国旗を何本か掲げて整列している黒い衣装の30人くらいの男性の一団が、一人ずつ何か大きな声で叫んでいます。この光景を見て、その予感が実感となりました。雰囲気的に立ち止って彼らの叫びに耳を傾ける訳にもいかず、そのまま脇を通り過ぎて最後の鳥居をくぐろうとした時、たまたま私と並んで歩いていた、どこにでもいる普通の若い男女が鳥居の下できちっと静止し、神社の建物に向かって、まるで号令に合わせる兵士のように調子を合わせて深々と頭を下げました。鳥居の下でそのように敬礼する若者を私は初めてみたのですが、その奥の拝殿（菊の紋が描かれた大きな幕を張ったテレビでおなじみの建物）まで進むと、多くの参拝者が、先ほどの男女と同じくまるで敬礼をするように頭を深く下げていました。普通の神社では見られないそのような光景が珍しく、人々にしばらく目を向けていると、ひとりだけ頭を下げない私がよそ者っぽく見えるのか、数人の男性が私をにらんで（いるように感じて）少し怖かったのを覚えています。

その後「遊就館」にも足を向けました。玄関ホールには、この館の顔となっている「ゼロ戦」や戦争中にタイとビルマを結ぶ泰緬鉄道で使われた機関車、大型の砲などが展示されており、いきなり現れた、およそ平穏な生活とは無縁の異様な光景に、言いようのない違和感

を覚えました。そこから先は順路に従って銃や日本刀などさまざまな武器を眺めながら進むことになるのですが、最後のコーナーに並んだ亡くなった兵士たちの数えきれないほどの遺影を見ても、この違和感は拭えませんでした。しかし、私が感覚的な動揺を覚えたものがあります。それは映画です。館内には二つの映像ホールが設置されており、そこでは常時映画を上映していて、来館者は自由に映画を見ることができます。その日に上映されていた映画は、「みたまを継ぐもの — 今を生きる私たちへ永遠に語りかける英霊の願い」と題する物語映画と、「私たちは忘れない — 感謝と祈りと誇りを」というドキュメンタリーの2本でした。せっかくだからより靖国らしい方を見て行こうと思い、後者を観てみました。平日だったので数十人は入りそうな客席には10~15人ほどが座っているだけです。映画の内容は「日本民族の誇り高い不屈の歴史」を観客に伝えたい、という製作者の意気込みが強く表れていて、私のまわりに座っていた人たちがしばしば涙するような内容でした。映画を観ているうちに私まで「日本の戦争は正しかったのではないか」とつい思ってしまうほど感傷的な内容だったのですが、そんな中で私を目覚めさせたのは、映画の最後に民族衣装を着た高齢の台湾女性が、「戦争中、日本国のために命を捧げることを誇らしく思っていた」と証言している場面でした。それまでナレーターが「台湾や朝鮮の人々も日本人と心をつなげて戦った」と映画の中で言及していたので、もしかすると台湾女性の次に朝鮮の人が証言するのか、そんなあり得ないことが起こるのかと、一気に感傷から覚めたのです。なぜなら、多くの部族の集合として成り立っている台湾では、日本軍の直接的な暴力的支配を受けた部族以外は日本軍に対して好感を持つ場合があったらしいのですが、生存する朝鮮・韓国人の場合、私の知る限りにおいて、受けた被害の大きさから日本軍に対して好感の一欠片もなかったと言っても過言ではないからです。日本軍人として戦死し、靖国神社に英霊として祭られてしまった朝鮮人兵士たちの遺族を含めて、在日朝鮮・韓国人は戦後あらゆる制度から排除され、社会に発する声をことごとく奪われていたため、どのような状況に置かれても抵抗できない無力な者として生きていかざるを得なかったのです。靖国神社に合祀された朝鮮人の遺族は慣習として合祀を受け入れているのではなく、長く諦めるしかなかった人生を生きて年老いたのです。ですから映画に登場した台湾女性のように、日本国のために命を捧げることを誇りとして証言することなど、朝鮮・韓国人にとってはフィクション以外の何ものでもないでしょう。

そして私の思った通り、その映画に朝鮮人の証言はありませんでした。

今の日本社会では、靖国神社で戦死した兵士が祭られることに違和感を持たない人が、実のところ多数派になるでしょう。しかしその多くは靖国神社のこのような実態を知らないまま、身近に存在する普通の宗教施設としての神社を想像しているのではないのでしょうか。私も靖国神社と一般の神社とのギャップがこれほど大きいとは考えてもいませんでした。つまり「戦争には反対だが靖国神社合祀には違和感はない」と考える人々の多くは、おそらく崇高な反戦意識と靖国神社の実態との矛盾に気がついていないのでしょう。あるいは「反戦」と「宗教」という名目上の絶妙な組み合わせに安心し、考えることさえないのかもしれない。このような多くの人たちに、どうすればその矛盾を知らせることができるのでしょうか。

この問いに答える手がかりを与えてくれる心理学研究があります。それは「少数派影響」といわれるもので、研究を要約すると、集団の中では、少数者は多数者からの影響を受けるばかりの存在ではなく、少数者が多数者に影響を及ぼし、集団の多数者意見を変革していくことができるというものです。つまり、少数者がどのように行動するかで、多数者に対抗してインパクトのある影響力をもつことが可能になると主張されています。心理学実験によると、判断の一貫しない少数者は、少数意見が存在しないのと同然の小さな影響しか与えなかった一方で、一貫した判断の少数者は、格段に大きな影響を与えました。つまり行動の一貫性こそが、それを実現する重要な鍵を握っているのです。また、与える影響の質においても、多数者が少数者に与える影響が内的な変化を伴わない表面だけの受容による同調を引き起こすことが多いのに対して、少数者が多数者に与える影響は、多数者に認知的葛藤を引き起こし、表面的には変化がなくとも、内的な態度変化をもたらすとされています。少数派であっても、ぶれることなく発言し続けることによって、いつしか多数派の人々の心を動かすことができるのです。

判断の一貫した少数者として、西山神父ほどそのものを生きておられる方は少ないでしょう。西山神父の靖国神社合祀取消訴訟に現れている、信仰を守り、平和を希求する一貫した姿勢は、おそらく多数派の人々の意識にも静かに、しかし確実に影響を及ぼしていると確信しています。

＜第5回口頭弁論を傍聴して＞

Sr.別役 公子

第5回口頭弁論を聞いていて、これは突き詰めると人権闘争だと思いました。宗教・信条が違うので靖国神社合祀から外してほしいという当然過ぎる訴えに対して、司法がそれを認めない（であろうと思われる）という。

そして、

日本にはまだ「人権」というものが定着していない、育っていない、そういう考え、意識が大変薄い、あるいはほとんどないのではないか・・・

もともと「長いものには巻かれる」で「個」の確立ができにくい国民性や土壌があつて、「個」というものに目覚めていないのではないか・・・

国がすることに異議を唱えることは「けしからん」というくらいの感覚しかないのではないか・・・

それとも「国体の護持」のもとメンツをかけても「合祀から外すことはできない」と突っ張っているのか・・・

いづれにしても道は遠いと感じさせられました。

<英霊という言葉に騙されてはならない>

下山 秀子

靖国神社は1869（明治2）年、「東京招魂社」として建てられ、幕末から明治維新にかけて功のあった志士達、戊辰戦争以降の日本の国内外の事変・戦争等、国事に殉じた日本の軍人、軍属等を主な祭神とする戦死者崇敬神社です。ここにはアジア侵略戦争を行った先の戦争のA級戦犯たちも祀られています。

ところで、みなさんはご自分の肉親が戦死していて、その戦死を称える目的として存在する靖国神社に英霊として祀られているとしたらどう感じるでしょうか。祀ってくれてありがたいことだと思う人が多いのでしょうかけれど、私のように戦争を知らない世代の者でもわかるのです。天皇の名のもとに行われていた65年前のあの戦争は自衛の為と言いつつも近隣諸国に出陣し多大の損害と苦痛（2000万人もの人を殺りく）をかけ、異国で大切な身内を失くし、そして国内では国民総動員で辛酸を舐めさせられ挙句の果ては原爆投下という、後々までも言い尽くせぬ不条理極まりない多大の損害と苦痛をかけられた、有無を言わさぬ国家による犯罪といえるものでした。

そして靖国神社が遺族の了解もなく戦没者のみ霊を祀り、しかもおぞましくも許しがたき戦争犯罪者と共に合祀されているとなれば、不快以外の何ものでもないと感じる人がいても当然であり、むしろ真つ当な感情といえるでしょう。まして信条が違うとなればなおのこと。

西山俊彦神父は長く靖国問題に関わって来られたが、軍属であった父上がもしや合祀されているのではと靖国神社に問い合わせたところ、「西山忠一^{みこと} 命」と、父の名前を記した返書が届いたのです。いわゆる無断合祀でした。それに異議を申し立てた西山神父は、クリスチャンであった父は靖国とは信仰・信条が違うゆえ父を合祀から外してほしいこと、そして靖国神社に祀られている戦死者のデータは、国家の協力(機密提供)があったからではないか、つまり戦死者の個人情報には国が掌握しているはずであり靖国神社ではなかったはずだと、その情報を靖国に漏えいした国にも異議ありと2006年8月11日大阪地裁に提訴されたが昨年2月26日、地裁での判決は「靖国合祀は違憲に非ず」として棄却されたのです。西山神父は

直ちに大阪高裁に控訴し、以後 5 回の口頭弁論が行われ、去る 8 月 24 日に結審となり、判決は 12 月 21 日にあります。

信教の自由は憲法で保証されている。だから勝手に合祀も信教の自由ではないかという詭弁は通るのでしょうか？ わが身も大事の裁判官はどのような判決を下すのか。

靖国側としても、一個人の名前を霊璽簿から抹消することを受け入れたならば、全国から同じ要求が湧きあがることが予測され、何より戦没者遺族の参拝による奉納金で維持・運営されている靖国にとっては由々しきことであり、そうなれば靖国は靖国でなくなるわけで、これは西山神父の言われるとおおり、まさしく蟻の一穴となり、ずるずるとその穴の拡大は途方もなく広がりゆくであろうこと、これは靖国にとって絶対に有ってはならないことなのである。

靖国神社が東京のだ真ん中にかくも巨大な敷地と施設を誇る存在の意義は、やがてまた来るであろう有事後、戦死された暁にはここでお祀りしてあげますよということの外なにもない。英霊というなにやら良さそうな言葉のひびきに騙されてはならないでしょう。

246 万 6532 柱が祀られているという靖国神社は、益々神国日本のヤスクニの繁栄を日々祈念しつつ、再び戦争のできる国にしたいと願う世の指導者たちの魂胆と連動しながら、その時の到来を粛々と待ち続けているのである。

(本ニュース・レターNo.7の各記事は、提出された原文を、ほぼそのまま、掲載しております。)

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の
活動支援強化の必要性を痛切に感じ
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に応えて）
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp

<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

